## 《 事務所ニュース 2025年 2 月号》

## 岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ケ谷 1-7-8-101 TEL / FAX 04-7103-8252 URL: http://kashiwa-iwasaki-sr.com

E-mail: info@kashiwa-iwasaki-sr.com

## 労働安全衛生規則改正に伴う一部 手続きの電子申請が義務化

労働安全衛生規則の改正により、令和7年1月1日 以降、労働者死傷病報告ほか一部手続きの電子申請 が義務化されました。

- ◆電子申請が義務化された手続き
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/ 産業医の選任報告
- · 定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等 報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 労働者死傷病報告
- · 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- ◆従来の様式の廃止

労働安全衛生規則様式は使用できなくなりました。 ただし、パソコン端末を所持していない等の事情に より電子申請が困難な場合には、当分の間、書面に よる報告も可能です。書面により報告する場合は、 厚生労働省の web ページから様式のダウンロードを 行い、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

◆電子申請に便利な入力支援サービス

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係 る入力支援サービス」を利用すると、届出する様式 (帳票)を作成・印刷したり、画面から入力した情報 を e-Gov を介して直接電子申請したりすることがで きます。また、入力した情報は使用した端末に保存 できるので、作業の一時中断や、再申請などの場合 に再利用が可能となります。

SNS等に労働者の募集に関する 情報を載せる際の注意点

◆募集広告には、募集主の氏名等の表示が必要 職業安定法では、インターネットやX等のSNSを 含む広告等により、労働者の募集に関する情報等を 提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせ る表示をしてはならないこととされています 昨今、インターネットで犯罪実行者の募集が行われ る事案(闇バイト)が見られ、その中には、通常の 労働者募集と誤解を生じさせるような広告等も見受 けられることから、厚生労働省は、SNS等を通じ て直接労働者を募集する際には、①募集主の氏名 (または名称)、②住所、③連絡先(電話番号等)、 ④業務内容、⑤就業場所、⑥賃金の6情報は必ず表 示するよう、事業者に呼びかけています。

会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、 そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可 能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に 上記6情報を記載する必要があります。

○業務内容、就業場所および賃金については、職業 安定法第5条の3や労働基準法第15条で求められる のと同じように詳細を記載する必要があるか? 必ずしも同じである必要はないが、求職者が誤解を 生じないよう、業務内容や就業場所、賃金について 記載する必要があるとしています。例えば、就業場 所について、「就業場所の変更の範囲」は記載せず 「雇入れ直後の就業場所」のみを示す、、賃金につい て、「時給 1,500 円~」とする形でも、記載があれ ば、直ちに職業安定法第5条の4違反とはならない と考えられるとしています。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築 個別年金相談(老齢・障害・遺族) 各種助成金の紹介、書類作成、提出代行